

預金口座振替依頼書

組合名又は事業所名	農林水産省職員生活協同組合
-----------	---------------

新潟県労働金庫 御中

職 場 名			申 込 日	年 月 日
			料金等の種類	農林生協利用代金
預 金 者 (口座名義人)	住 所	〒 (- -)		
	(フリガナ)			
	氏 名			(お届け印)
契 約 者 (世帯主氏名)	住 所	〒 (- -)		
	(フリガナ)			
(上記の氏名と異なるときに記入してください。)	氏 名			

私は、上記の料金等をつぎにより口座振替によって支払うこととしたいので、下記の事項を確認のうえ依頼します。

取扱店	新潟県労働金庫	支店	種 目	口 座 番 号	振替日(休日の場合は翌営業日)
銀行コード	2 9 6 5		普通預金		毎月 1 6 日
振 替 開 始	年	月	支払分		

記

- 私が支払うべき料金等について貴金庫に請求書が送付されたときには、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引落のうえ、お支払ください。なお、振替日が変更された場合は、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 預金の引落に当たっては、当座勘定約定書または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えありません。
- 私の指定口座預金からの引落しにあたっては、貴金庫所定の順位で引落してください。
- この預金口座振替契約を解約するときは、貴金庫所定の書面によりお届けします。
なお、この届出がないまま、私が指定預金口座を解約した場合、また長期にわたり引落請求がない場合、その他貴金庫が必要と認めたときは、私に通知することなくこの契約を解除されても異議ありません。
- この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴金庫の責によるものを除き、貴金庫にはご迷惑をかけません。

＜労金使用欄＞

不備返却事由

1. 印鑑相違
2. 口座番号相違
3. 該当口座なし
4. 名義人相違
5. その他

受 付 日		
検 印	印鑑照合	検 印

預金者からの直接受付不可(委託者を經由)

預金口座振替依頼書

組合名又は事業所名	農林水産省職員生活協同組合
-----------	---------------

新潟県労働金庫 御中

職 場 名	○ 農政事務所		申 込 日	2022 年 11 月 ○ ○ 日	
			料金等の種類	農林生協利用代金	
預 金 者 (口座名義人)	住 所	〒 103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町7-16 ニッケイビル5階 (03 - 6667 - 0140)			
	(フリガナ)	セイキョウ タロウ			
	氏 名	生協 太郎			 (お届け印)
契 約 者 (世帯主氏名) (上記の氏名と異なるときに記入してください。)	住 所	〒 (- -)			
	(フリガナ)				
	氏 名				

私は、上記の料金等をつぎにより口座振替によって支払うこととしたいので、下記の事項を確認のうえ依頼します。

取扱店	新潟県労働金庫 ○ ○ □ □ 支店	種 目	口 座 番 号	振替日(休日の場合は翌営業日)
銀行コード	2 9 6 5 ○ ○ ○	普通預金	○ ○ □ □ ○	毎月 16 日
振 替 開 始	2022 年 ○ ○ 月支払分			

記

- 私が支払うべき料金等について貴金庫に請求書が送付されたときには、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引落のうえ、お支払ください。なお、振替日に変更された場合は、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 預金の引落に当たっては、当座勘定約定書または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えありません。
- 私の指定口座預金からの引落しにあたっては、貴金庫所定の順位で引落してください。
- この預金口座振替契約を解約するときは、貴金庫所定の書面によりお届けします。
なお、この届出がないまま、私が指定預金口座を解約した場合、また長期にわたり引落請求がない場合、その他貴金庫が必要と認めたときは、私に通知することなくこの契約を解除されても異議ありません。
- この預金口座振替について仮に紛義が生じて、貴金庫の責によるものを除き、貴金庫にはご迷惑をかけません。

【注意事項】

払込開始月*****毎月20日までの手続きで翌月からの開始となります。(20日必着)
払 込 日*****毎月16日(土曜日の場合15日、日・祝日の場合翌営業日)
ご記入後、下記生協までご返送してください。

〔お問合せ先〕 〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町7-16 ニッケイビル 農林水産省職員生活協
直通電話 03-6667-0140
F A X 03-6667-0144